

ヒグマ被害緊急対策に関する 要 望 書

令和7年9月

北 海 道
北 海 道 市 長 会
北 海 道 町 村 会

要 旨

本道においては、近年、ヒグマの個体数が増加傾向にあり、ヒグマと人間の生活圏の境界が曖昧になるなど、ヒグマの市街地への出没が急増している。

こうした中、去る7月12日には福島町の住宅地において、また、8月14日には斜里町羅臼岳の登山道でヒグマに襲われ、尊い命が失われる痛ましい事故が相次いで発生したところである。

道内各地でヒグマの出没が相次いでいることから、地域の住民は大きな不安を抱えた中での生活を余儀なくされている。

現在、ヒグマの出没が頻発化している市町村では住民の命を守るため、ヒグマの市街地等への侵入を防ぐための緊急対策などを講じているが、電気柵等の設置や緩衝帯の整備、市街地等のパトロールや見回りなどに大きな負担を強いられている。

つきましては、自治体の責務として住民の命を守るため、別記の事項について実現されるよう要望する。

令和7年9月3日

北海道知事	鈴木 直道
北海道市長会長	原田 裕
北海道町村会長	棚野 孝夫

1 市街地など人の生活圏にヒグマが頻繁に出没した際には、地域のイベントの中止や小売店等の営業時間の短縮などの対応に伴い、地域経済に与える影響も多大なものとなることから、鳥獣対策はもとより、こうした地域の経済対策にも資するとの観点も考慮しながら、指定管理鳥獣対策事業費に十分な予算措置を講じること。

また、指定管理鳥獣対策事業交付金については、令和7年度当初予算では、要望額に対して満度に措置されていないことから、緊急銃猟への対応を含め、補正予算措置を講ずるなどにより、満額措置すること。

2 指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟の実施に係る捕獲者の日当や捕獲費用など事前に想定が困難な経費を予め積算した上で、申請することとされているため、翌年度での精算払いや額の確定を可能とするなど市町村において活用しやすい制度とするほか、通常2月から5月の春期に実施する捕獲対策に係る支援が年度で途切れることのないよう弾力的な運用について配慮すること。

3 既存の補助金、交付金事業とは別に、市町村が人命を守るために緊急的に実施する事業を支援する「ヒグマ被害緊急防止対策事業（仮称）」を創設するなど、緊急対策事業に対する財政支援の拡充強化を図ること。

4 ヒグマの市街地出没に伴い人身事故の発生が懸念される場合、当該市町村では地元猟友会等の協力の下、24時間体制のパトロールや見回り、住民への注意喚起などを行うことから、これらの財政負担に対して適切な財政支援措置を講じること。

5 本道においてはヒグマ生息数が増加傾向にあり、集中的かつ計画的な捕獲を行っていく必要があるが、地域において十分なハンターを確保することが非常に困難な状況にある。

このため、市町村において退職自衛官など幅広い人材をハンターとして積極的に任用していけるよう、国家公務員の退職予定者に対する説明会開催や財政的な支援を行うなど、ハンターの育成・確保に向けて取り組むこと。

6 改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村長の判断により緊急銃猟が実施できることとなったが、市町村からは実施の判断や安全の確保などについて様々な懸念の声が上がっていることから、施行後も引き続き、地域説明会や講習、訓練などを実施し、不安の払拭を図ること。

7 ヒグマの捕獲に当たって、緊急銃猟または警察官職務執行法による対処について、ハンター個人の身分保障のほか、責任が問われないよう、改正鳥獣保護管理法の施行後も関係省庁との十分な調整、検討を行うこと。

8 ヒグマを捕獲した市町村や道に対して心ない苦情が多く寄せられ、通常業務に大きな支障を来していることから、国においても捕獲に関して国民に対する情報発信、理解醸成などを積極的に行うこと。